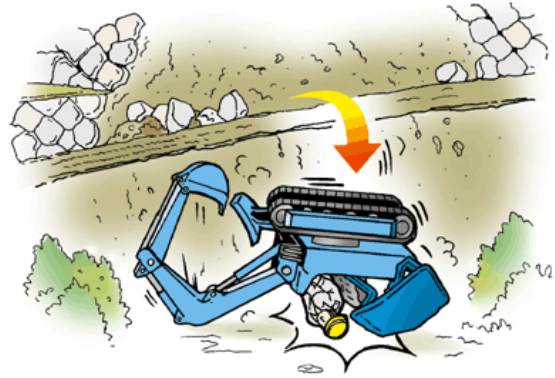


## ドラグ・ショベルで道路の改修工事中、路肩より転落し機体の下敷き

この災害は、ドラグ・ショベルを用い道路擁壁の改修工事中に発生したものである。

この工事は、段々状に住宅が建っている町道の石垣擁壁が崩壊しかかっているため、石垣を取り壊し、新たにコンクリートブロックの擁壁を築造するもので工事は災害発生の3日前から始められていた。



初日には、事業主が自分でドラグ・ショベルを運転して擁壁面の掘削をしていたが、2日目の午後からは被災者が事業主から運転操作方法を簡単に教わって、事業主に代わってドラグ・ショベルによる掘削、運搬、積み込みの作業を行っていた。

当日、被災者は、前日同様コンクリートで舗装されている町道にドラグ・ショベルを据え付けて石垣を取り除いた斜面の掘削を行い、バケットに積み込んだ土砂を町道上に停車している不整地運搬車の荷台に積み込む作業を行っていた。

この積み込み作業を何度か繰り返していて、掘削箇所の土をすくい上げるためドラグ・ショベルを少し後退させたところ、ドラグ・ショベルが町道の路肩のところで横転し、そのまま路肩より約2.5メートル下の民家の裏庭に転落し、被災者はその下敷きとなって死亡した。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルを据え付けて作業を行っていた町道の幅が狭かったこと
- 2 コンクリートで舗装してある町道の路肩部分が空洞になっていて弱くなっていたこと
- 3 運転資格のない者にドラグ・ショベルを運転させたこと
- 4 地形等の調査を行い、作業計画を作成していなかったこと
- 5 安全教育が実施されていなかったこと

同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要である。

- 1 ドラグ・ショベルの運転には、技能講習、特別教育等を修了した者を従事させること
- 2 ドラグ・ショベル等を用いて掘削作業等を行うときには、あらかじめ、その

場所の地形、地質等の調査を行い、作業計画を定めること

- 3 ドラグ・ショベル等が運行する路肩の崩壊を防止する措置等を行うこと
- 4 安全管理や現場の安全点検、部下の指導監督が行える工事責任者等を定めておくこと
- 5 関係労働者に対して安全教育を徹底すること